４　勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間は、原則次のように割り振られています。

１週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00

※市民病院や消防署などでは交替制勤務があるため、週 38 時間 45 分を基本に上記と異なる就業時間となります。

（２）休暇制度の概要

区　　分	種　　類	内　　容
年次有給休暇		１暦年 20 日
病気休暇	公務傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間
	私傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間（90 日以内、ただし結核は１年以内）
特別休暇	選挙権その他の公民としての権利行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間
	裁判員等への出頭	職員が裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間
	骨髄バンクへの登録、骨髄の提供	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため親族等以外の者に骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間
	ボランティア	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき　１暦年５日以内
	結婚	職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　７日以内

区　　分	種　　類	内　　容
特別休暇	不妊治療	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められるとき　１暦年５日以内（体外受精及び顕微授精の場合は 10 日以内）
	妊娠通勤時間	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与える程度に及ぶものであると認められるとき　正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて１日１時間以内の期間
	妊産疾病	妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められるとき　14 日以内
	育児参加	職員の配偶者が出産する場合に、その出産に係る子又は小学校就学までの子を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合　５日以内
	産前・産後	産前・産後各８週間（多胎は産前 14 週間）
	保育時間	生後１歳に満たない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　１日２回それぞれ 30 分以内
	配偶者出産	職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合　２日以内
	子の看護等	中学校就学の終期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　１暦年５日以内（ただし中学校就学の終期に達するまでの子が２人以上の場合は 10 日）
	短期介護	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合　１暦年５日の範囲内の期間（ただし、要介護者が２人以上の場合は 10 日）
	忌引	職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　配偶者・父母７日、子５日、兄弟姉妹３日など

区　　分	種　　類	内　　容
特別休暇	父母の祭日	職員が父母の追悼のための特別な行事のため、勤務しないことが相当であると認められる場合　１日以内
	夏季厚生	盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　５日以内
	災害による住居の滅失及び損壊	地震等の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で職員が当該住居の復旧作業等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき　７日以内
	災害等による通勤困難	地震等の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合　必要と認められる期間
	災害時の退勤途上の危険回避	地震等の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間
	生理	職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき　２日以内
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３年を超えない期間内において必要と認められる期間
介護時間	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間内において１日につき２時間以内
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事（無給）	職員団体の業務又は活動に従事する期間　１暦年 30 日以内

（3）年次有給休暇の取得状況

職員には１年（暦年）あたり 20 日間の年次有給休暇が与えられます。なお、新規採用など年の途中で新たに職員となった場合は、月数に応じて付与されます。残日数がある場合は、20 日間を限度として翌年に繰り越すことができます。

令和７年１月１日～令和７年 12 月 31 日の職員一人あたりの平均取得日数は次のとおりです。

区　　分	平均日数
市長部局等	12.0 日
消 防 部 局	17.2 日
上下水道部局	13.7 日
教育委員会	8.7 日

（4）介護休暇の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

（単位：人）

区分	市長部局等		消 防 部 局		教育委員会		上下水道部局		合　　計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1